

市町村及び検診機関に対する がん検診精度管理に係る助言・指導方針案について

青森県がん・生活習慣病対策課

平成30年12月5日

平成30年度 市町村及び検診機関への助言・指導(案)

重点的に取り組むべき事項

※下線部が新規項目である

指針に基づくがん検診、受診勧奨、精密検査、仕様書及び精度管理に係る取組を強化すること。具体的な方法は次のとおり。

1 指針に基づくがん検診

①「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいた、がん検診の種類、対象者及び回数等を実施すること。

＜新規(資料3-1より)＞

2 受診勧奨

① 個人別の受診台帳を作成し、過去の受診歴及び精密検査歴を把握し、記録すること。＜継続→重点＞

② ハイリスク群(肺がん検診における喫煙者等)の受診に繋がるような方法を検討すること。＜新規(資料5より)＞

3 精密検査

① 検診及び精密検査の検査方法や結果が、医療機関から漏れなく報告されていない場合は改善に努めること。(※1)

② 市町村・検診機関・精密検査機関で精密検査結果を共有すること。

4 仕様書

① 基準に沿った仕様書を作成し、委託検診機関を選定すること。(※1)

5 精度管理

① がん発見率、陽性反応適中度、早期がん割合を把握し、全体、性別・年齢5歳階級別、検診機関別、検診受診歴別に集計すること。＜継続→重点＞

② 検診機関に対して、精度管理評価のフィードバックを行うこと＜継続→重点＞

各項目のうち、以下の注釈の部分については、他機関にも依頼する。

(※1)...市町村と検診機関とで連携して実施されることが望ましく、同様の事項を検診機関に対しても依頼する。

継続的に取り組むべき事項

① 住民基本台帳に基づいた対象者名簿を作成し、対象者数を把握すること。

② 対象者全員に対して、個別に受診勧奨を行うこと。＜重点→継続＞

③ 対象者に対して、受診勧奨時にがん検診の意義と要精密検査になった場合に必ず精密検査を受診することが必要であること等を認識させる取組(広報、リーフレット等)の強化に努めること。(※1)＜重点→継続＞

④ がん検診の未受診者に対して、個別に受診勧奨を行うこと。＜重点→継続＞

⑤ 特に個別検診において、精密検査未受診・未把握を正しく区別し、未受診者全員への個別受診勧奨を実施すること。

＜重点→継続＞

各項目のうち、以下の注釈の部分については、他機関にも依頼する。

(※1)...市町村と検診機関とで連携して実施されることが望ましく、同様の事項を検診機関に対しても依頼する。

※市町村及び検診機関に対しては、文書により個別に改善すべき事項についてフィードバックすることとしている。